

新人受入型弁護士任官支援事務所ガイドライン

日本弁護士連合会弁護士任官等推進センター

このガイドラインは、新人受入型弁護士任官支援事務所について生じることが予想される疑問点に答えることを目的としています。

- 1 新人受入型に限らず弁護士任官支援事務所に御登録いただくと、日弁連ホームページ上に公開します。また、各弁護士会連合会や各弁護士会のホームページ上での公開も今後進めてまいります。

貴事務所が、弁護士任官支援事務所であることを貴事務所のホームページで表明する等、様々な広報手段をおとりいただくのは全く自由です。

- 2 修習生採用手続・採用条件等

判事補任官の場合、3年以上の弁護士経験が求められます。また、いわゆる二回試験の成績が、概ね上位3分の1に入っていることとされています。

① 新人受入型弁護士任官支援事務所は、受け入れた弁護士任官希望者が、3年ないし5年で事務所を退所し、任官することを御了解いただかなければなりません。弁護士任官希望者が優秀であればあるほど、事務所の戦力として残留を求めたくなるかもしれませんが、その点は、この制度の趣旨を御理解いただき、弁護士任官者として快く送り出してください。もちろん、本人が希望すれば、貴事務所若しくはひまわり事務所などで合計10年間執務し、判事任官するという道もあります。

② 修習生の場合、二回試験の成績は受入れを決める時点では判明しておりません（成績開示申出書は、日弁連会員用ホームページ「求人・求職情報」→「弁護士任官について」→「弁護士任官を希望される方へ」→「任官成績開示申出書式へ」からダウンロードできます。）。受入れを決める時点等で、二回試験の対策を怠らないように修習生を激励してあげてください。

なお、司法試験の成績は一つの目安にはなると考えますが、若年の修習生の場合、司法試験を短期間の勉強で合格したため、必ずしも上位の成績を取ることができなかったものの、修習期間中に実力を伸ばし、二回試験では上位の成績を収めることもありえます。

逆に、本人の予想に反し、二回試験の成績が判事補任官の基準に達しない場合もあります。将来の弁護士任官を前提に採用を決定した後に、判事補任官が困難と判明した場合でも、採用取消しなどの対応はできるだけ避けてい

ただくようお願いします。判事任官では、二回試験の成績いかに条件とはしないこととなっております。万一、二回試験の成績照会を行った時点で判事補任官の基準に達していない場合でも、判事任官を目指して弁護士としての成長を見守ってあげてください。

- ③ 修習生の就職状況が厳しい昨今の情勢を考えると、将来の弁護士任官をそれほど強く希望していないにもかかわらず、弁護士任官支援事務所に求職希望を行う修習生も現れる可能性があります。この制度は、原則として、3年ないし5年後には任官することを前提に受け入れるものですから、受入れに当たっては、この点を強調し、意思確認を確実に行っていただきたいと存じます。

もともと、5年間弁護士経験を積んで、弁護士の業務に魅力を感じ、そのまま弁護士を続けたいという者を強制的に任官させることもできません。その場合に、引き続き貴事務所で執務し、若しくはパートナー弁護士となることまで禁止するものではありません。

- ④ 以上の点に御配慮いただければ、その他の条件は、一般の勤務弁護士の採用と同じように考えていただければよいでしょう。また、受入れの可否及び具体的な執務条件は、貴事務所と弁護士任官希望者との間で個別に決めていただければ結構です。

3 受入れ後の事件配分等

弁護士らしい弁護士に成長させるため、できるだけ多様な事件を経験させるとともに、弁護士会活動にも積極的に参加させてください。本人が希望すれば、ひまわり公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士として赴任させることも御検討ください。

4 当センターへの報告

当該弁護士任官希望者の執務状況等について日弁連から照会した場合には、御回答に御協力いただきますようお願いいたします。

以 上